

その他（１）

本市のいじめ対応について

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ 被害の陰湿さや軽重，回数，力関係は無関係である。
- ・ 加害者の意図，故意の有無についての限定はない。

(2) いじめ解消の定義

加害者への指導や加害者が被害者に謝罪したことでいじめが解消したと判断するのではなく、少なくとも以下の２つの要件が満たされる必要がある。

- ① いじめに係る行為がやんでいること（目安として３か月）
- ② 被害児童生徒本人が心身の苦悩を感じていないこと

2 本市の取組

(1) 組織の設置

ア 水戸市いじめ問題対策連絡協議会（教育委員会）

いじめの未然防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

イ 水戸市いじめ問題調査委員会（教育委員会）

重大事態に係る事実関係等に関する調査・審議を行う。

ウ 水戸市いじめ再調査委員会（市長部局）

市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校による調査結果について、調査・審議を行う。

(2) いじめの未然防止

- ・ 毎月１回以上のあいさつ運動の実施
- ・ いじめ解決フォーラムの実施
- ・ 水戸市学校・警察連絡協議会の教職員研修
- ・ 全中学校における「SNSによるいじめに関する講演会」の実施
- ・ 各小中学校への「相談ポスト」の設置など

(3) いじめの早期発見・早期対応

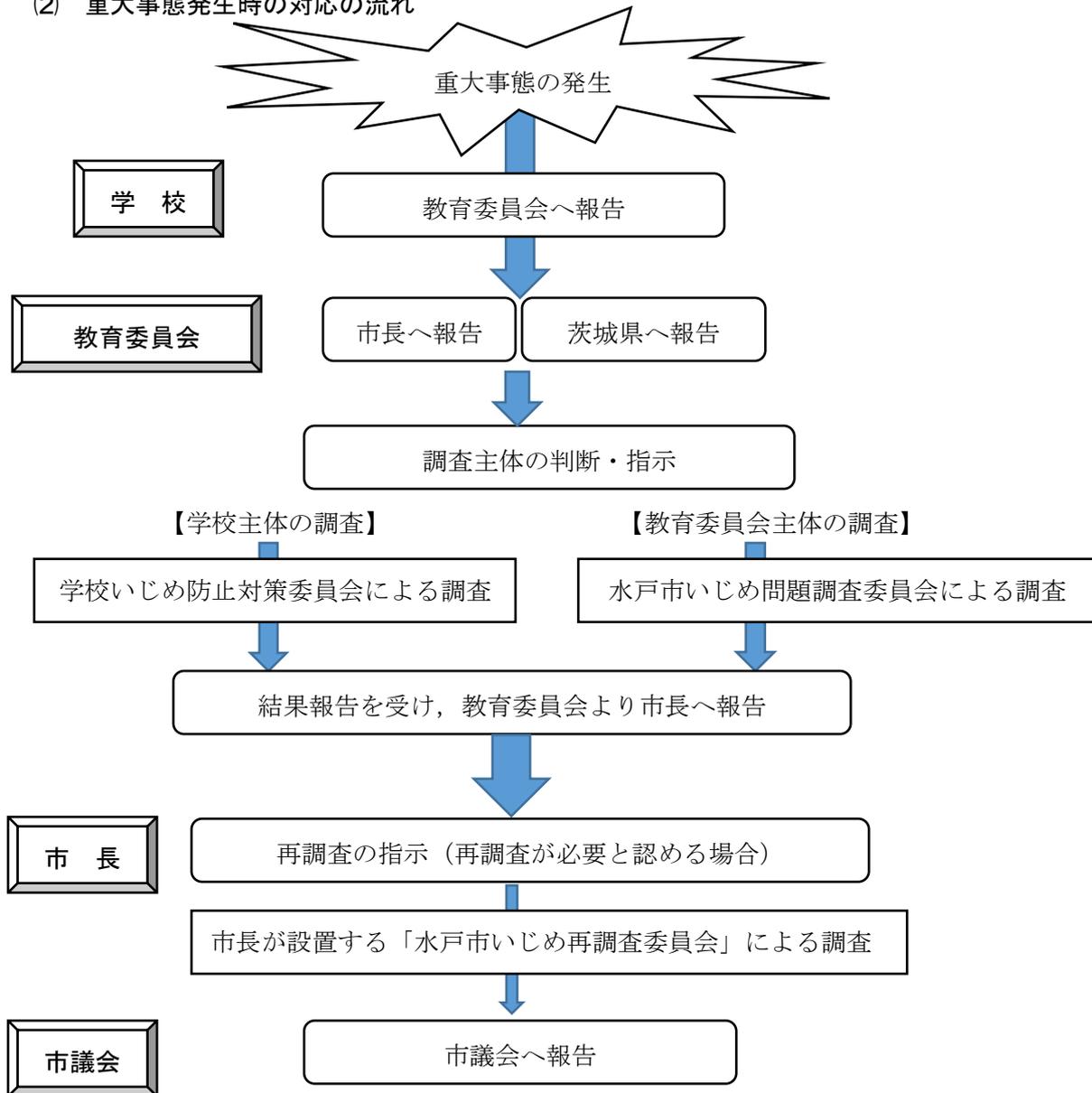
- ・ スクールカウンセラーや心の教室相談員によるカウンセリング体制の充実
- ・ いじめの実態調査（年６回）の実施
- ・ 水戸警察署生活安全課，児童相談所，子育て支援課等との連携
- ・ １人１台端末を活用した校内オンライン相談窓口の開設など

3 いじめ重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

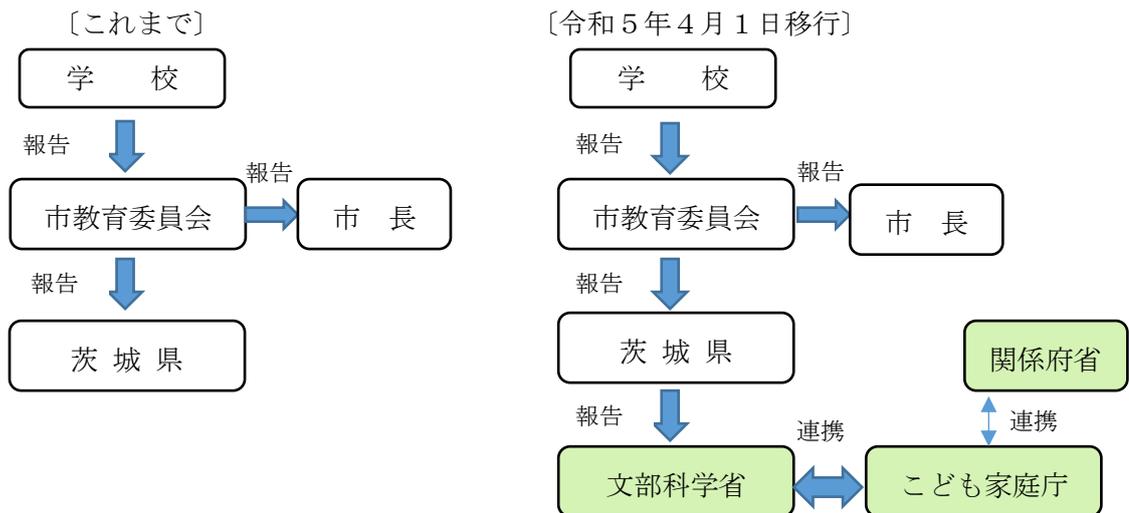
(2) 重大事態発生時の対応の流れ



(3) いじめ重大事態への対応の徹底（令和 5 年 3 月 10 日付け文科省通知）

ア いじめ重大事態に対する国への報告

令和 5 年 4 月 1 日にこども政策の新たな司令塔として創設されたこども家庭庁と文部科学省が必要な情報を共有することで、いじめ重大事態調査における第三者の確保や運用等についての改善など必要な対策をとるに講ずることとなったことから、4 月 1 日以降に市長に発生報告を行った重大事態については、文部科学省へ報告する。



イ 国における対策

- 文部科学省
重大事態の運用について助言等を行う，いじめ自殺等対策専門員を増員する。
- こども家庭庁
いじめ調査アドバイザーを設置し，重大事態調査委員の確保が困難な場合等に，人材の紹介を行うなど第三者性確保等に関する助言体制を整備する。

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和5年4月27日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
教育委員会所管施設 等視察	令和5年5月18日（木） 午後3時30分から	水戸市民会館	※視察が追加と なりました。
第6回教育委員会定 例会	令和5年5月18日（木） 午後5時10分から	水戸芸術館 会議場	※時間・場所が決 定しました。
第7回教育委員会定 例会	令和5年6月29日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	※日時が変更と なりました。
第8回教育委員会定 例会	令和5年8月3日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	

※ゴシック体は、追加日程です。